

大岡農水産物処理加工施設の廃止及び地元での活用について



1 位置図・配置図



・大岡支所から東南東へ約1km

2 施設概要

名 称	大岡農水産物処理加工施設
所在地	長野市大岡甲8265番地3
設置根拠	長野市農業振興施設の設置及び管理に関する条例
条例第2条 (目的)	農業経営及び農家生活の改善合理化、農業者等農村在住者の健康及び地域連帯感の増進、農村の環境整備等を組織的に推進し農業及び農村の健全な発展を図る。
建 物	建 築 昭和63(1988)年2月(築34年) 構 造 木造モルタル平屋建 延床面積111.79㎡ 建築価額 15,560千円(山村振興農林漁業対策事業)
土 地	借 地 地権者A 計3筆 借地面積 計852.39㎡ 賃借料 年170,450円 契約期間 平成30年4月1日から令和6年3月31日まで

3 施設運営の状況

指定管理制度による管理運営

指定管理者	大岡農村女性ネットワーク
指定管理期間	H30. 4/1～R5. 3/31(H19の開始から4期目)
指定管理料	年40万円

指定管理者の事業実施内容

指定事業	加工施設の使用許可、整備・維持管理に関する業務等
自主事業	味噌づくり講習会の実施 大豆を使った料理講習会の実施

4 利用数及び収支状況

	H29	H30	R1	R2	R3
年間利用日数(日)	57	51	58	56	56
年間延べ利用者数(人)	240	236	294	360	300
市の支出	715,299	570,450	570,450	570,450	570,450
指定管理料 ①	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
土地賃借	170,450	170,450	170,450	170,450	170,450
修繕	144,849	0	0	0	0
指定管理者 収入(利用料等)②	330,656	365,741	235,950	288,782	257,836
指定管理者 支出 ③	575,017	688,279	612,611	749,838	581,392
収 支((①+②)-③)	155,639	77,462	23,339	△ 61,056	76,444

	区分	利用料金(円)
利用料金 (条例による)	1月	20,900
	1日	3,140
	午前8時30分～午後1時	2,090
	午後1時～午後5時30分	2,090
	午後5時30分～午後10時	2,090

5 施設廃止・譲渡に関する主な経過について

平成24年度	指定管理者選定委員会 <ul style="list-style-type: none">・市が指定管理料や土地賃借料を負担する一方、市への収入がないことから、市の負担軽減について意見あり
平成25年10月	長野市公共施設白書 <ul style="list-style-type: none">・「建物等の老朽化が進んでいることなどから、今後の施設のあり方の検討を行っている」旨を記載
平成26年度	包括外部監査 <ul style="list-style-type: none">・「農林産物の生産・加工は民間施設でも実施可能」として、方向性について「地域住民への譲渡や施設の廃止の検討が必要である」との意見あり
平成29年度	指定管理者との協議 <ul style="list-style-type: none">・会員高齢化のため、次期(R5年度以降)指定管理引受けは困難との話あり
平成30年2月	地権者から施設譲渡の要望 <ul style="list-style-type: none">・加工施設として6次産業化に活用したいという意向あり
平成30年4月	指定管理協定書の締結 （平成30年4月1日から令和5年3月31日まで）
令和2年7月	指定管理者との協議 <ul style="list-style-type: none">・施設の管理や今後の運営等について協議実施
令和3年2月	公共施設個別施設計画 <ul style="list-style-type: none">・施設方針を『地区内で一定の利用者数が見込まれるため指定管理期間や土地賃借期間を考慮しながら、民営化を進める。』としている
令和3年7月	地権者及び指定管理者との協議 <ul style="list-style-type: none">・両者の意向を確認、地権者からは「6次産業化を通じ、大岡での農業継続を目指す」と話あり
令和4年3月	大岡地区住民自治協議会理事会で施設譲渡の方向性を説明 ⇒理解を得られた

6 今後の方針について

施設利用 状況等	<ul style="list-style-type: none">➤大岡地区の住民・団体が味噌や漬物づくりなどで利用 (直近5年間、地区外の個人・団体からの使用申請なし)➤現在の利用者は今後も味噌づくりなどの活動継続を希望
地権者の 意向	<ul style="list-style-type: none">➤本施設を利用し、味噌づくりなどの加工事業を行いたい➤地区住民・団体と共に、6次産業化に取り組みたい➤地区外の住民・団体から利用希望があれば積極的に受け入れる
指定管理者 の状況等	<ul style="list-style-type: none">➤会員の高齢化で、指定管理に関する業務などが困難になっている➤令和5年度以降の指定管理は引き受けられない



本施設を地権者に譲渡し、土地は返還



地域住民・団体による地元産農産品加工事業の拠点へ

7 譲渡による効果

施設利用者	条例に基づく設置目的などの制約がなくなり、現状の加工事業での利用の他、利活用の広がりが期待できる
指定管理者 (地元団体)	指定管理業務がなくなることで、団体の活動(味噌づくりなど)に専念できる
地権者	施設の改修、間取りの変更などが可能になる
地域	味噌など地元産農産品の生産・販売増加による地域振興
市	施設に関するコスト削減

8 今後の予定

令和4年11月1日	部長会議	施設廃止・譲渡、土地返還について
令和4年11月8日	政策説明会	同上
令和4年12月	市議会	条例改正案(施行日R5.4.1)を提出
令和5年3月31日	用途廃止	
令和5年4月1日	施設譲渡	不動産鑑定評価に基づく適正価格で譲渡予定